

認証の詳細

<筋カトレーニング器具>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1.工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 溶接加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に溶接加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. 研磨加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切に研磨加工ができること。
5. 塗装加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切に塗装加工ができること。
6. 裁断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る。)	6. 適切に裁断加工ができること。
7. 成形加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る。)	7. 適切に成形加工ができること。
8. 組付加工設備	8. 適切に組付けができること
ただし、切断加工設備、溶接加工設備、穴あけ加工設備、研磨加工設備、塗装加工設備、裁断加工設備、成形加工設備により製造される部品が一般財団法人製品安全協会の認める者は当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. カバーの固定性試験設備	1. 認定基準 1. (6)に規定する項目を適切に確認できる掴み具及び荷重検出器を備えていること。
2. 可動部の挟み込み性確認設備	2. 認定基準 1. (7)に規定する直径 9 mm、70 mmの試験用ロッドを備えていること。
3. 寸法測定試験設備	3. 認定基準 1. (9)、1. (13)及び 1. (14)に規定する項目を適切に確認できるノギス又はこれと同等以上の精度を有するものを備えていること。
4. 構造測定試験設備	4. 認定基準 1. (15)に規定する項目を適切に確認できる金属製直尺又はこれと同等以上の精度を有するものを備えていること。
5. ベンチの耐荷重試験設備	5. 認定基準 2. (1)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
6. バーベル受けの衝撃試験設備 (当該試験を要する場合に限る。)	6. 認定基準 2. (3)に規定する項目を適切に確認できる試験用バーベル及びバーベル支持設備を備えていること。
7. 安定性試験設備	7. 認定基準 4. に規定する項目を適切に確認できる傾斜板設備、及び傾斜板の角度測定設備を備えていること。
8. 動作電圧測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る。)	8. 精度が 0.5 級以上の電圧計設備を備えていること。
9. 漏れ電流測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る。)	9. 精度が 0.5 級以上の電圧計を 1k Ω の抵抗を介して使用する設備を備えていること。
10. 絶縁抵抗測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る。)	9. 精度が 0.5 級以上の電圧計を 1k Ω の抵抗を介して使用する設備を備えていること。
11. 絶縁耐力試験設備 (当該試験を要する場合に限る。)	10. 精度が 1.5 級以上の内蔵式絶縁抵抗試験設備、又は内蔵式でない場合は精度が 0.5 級以上の試験設備を備えていること。
<p>ただし、カバーの固定性試験、ベンチの耐荷重試験、バーベル受けの衝撃試験、安定</p>	

<p>性試験、動作電圧測定試験、漏れ電流測定試験、絶縁抵抗測定試験及び絶縁耐力試験を実施できると一般財団法人製品安全協会に認められた者に定期的又は必要に応じて試験を依頼している場合には当該設備を備えることを要しない。</p>	<p>11. 精度が 1.5 級以上の内蔵式絶縁耐圧試験設備、又は内蔵式でない場合は精度が 0.5 級以上の試験設備を備えていること。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
負荷形式	<p>(1) バーベルを用いるフリーウェイト式 (2) バーベルを用いないフリーウェイト式 (3) 油 (空) 圧負荷式 (4) 弾性負荷式 (5) 体重負荷式 (6) その他 (電動式を含む。)</p>
構造	<p>(1) 複数の運動形態が可能なように構造が変化するもの (2) 複数の運動形態が可能なように構造が変化しないもの</p>
使用体重制限	<p>(1) 100kg 未満のもの (2) 100kg 以上のもの</p>

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・ 申請手数料 69,960 円 (税抜 63,600 円) ※外国からの送金時は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address)</p>

	BOTKJPJT BOTKJPJT
--	-------------------

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1台/型式 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。

表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より 4 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。


表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22mm×22mm です。 交付単位は 20 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	27.5 円/個 (税抜 25 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 2 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	<p>(1) 基準適合性検査＋同等性検査 (検査試料の数は表 5 と同じ) 55 円/台 (税抜 50 円/台)</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査に要する旅費 (委託検査機関の規程に基づく額)</p>	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。</p> <div data-bbox="756 472 1062 779" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更